

国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

－ 環境目標及び実施計画 －

令和8年3月18日

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」（以下「機構配慮方針」という。）に沿って、日頃の業務の中で積極的に省エネや木材利用に取り組み、環境に配慮し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて努力している。

また、森林機構の業務は、それ自体が、わが国の地球環境戦略と密接に関わっている。研究開発業務においては、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種を行うことにより、地球環境の保全や脱炭素社会のための基礎となる研究を行っている。水源林造成業務は、水源林の整備を通じて二酸化炭素の吸収を含む森林の公益的機能を確保し、国土保全の重要な役割を担っている。森林保険業務は、気象害等の被害を受けた森林所有者に対し、保険金の支払いを通じて森林経営を支援するもので、森林災害に対するセーフティネットとしての役割を果たしている。

「2050年カーボンニュートラル」が基本理念として位置付けられた地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）が策定された。

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）においては、2050年目標と総合的で野心的な目標として、我が国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしている。また、世界全体での1.5°C目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしている。

これを受け、森林機構では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）を踏まえて、「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「機構実施計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構第6期中長期目標第6の1の（7）及び同中長期計画第5の（6）中の「環境目標及び実施計画」については、機構実施計画をもって充

てる。

第一 実施計画の対象となる事務及び事業

対象となる事務及び事業は、原則として、森林機構が行うすべての事務及び事業とする。

第二 実施計画の期間

機構実施計画は、制定日から 2040 年度までの期間を対象とする。

第三 温室効果ガスの総排出量に関する目標

機構実施計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、森林機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。この達成に資するため、総エネルギー使用量を 2030 年度までに 17%削減、2035 年度までに 22%削減、2040 年度までに 27%削減する。

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

森林機構が保有する建築物及び土地について、太陽光等再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

森林機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され 2040 年度には 100%設置されることを目指す。その際、必要に応じ、PPA モデル¹の活用も検討する。

¹PPA モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

ア 森林機構が新築する建築物における整備

森林機構が新築する建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 森林機構が保有する既存の建築物及び土地における整備

森林機構が保有する既存の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き²、

太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

² 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

ウ 整備計画の策定

森林機構は、これまでの整備計画の達成状況と今後の建物等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえ、保有する建築物等への導入を目指す。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という）等の適切な実施を踏まえて、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当³以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。⁴また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

³ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

- ・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減 (BEI=0.7)
- ・事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減 (BEI=0.6)

⁴ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万 m²以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

ウ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物省エネ法に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずる。

エ 建物に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減する効果がある常時監視システムの率先的な導入に努める。

カ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、建物内における適切な室温管理⁵を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫 (クールビズ、ウォームビズ) など、省エネルギー行動も併せて実践する。

⁵人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持) (昭和 48 年人事院規則 10-4) 及び事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号) において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

キ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ク 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、建物内における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

ケ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

コ 森林機構において、大規模な建物から順次、その建物等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施

設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、E S C O⁶の活用を検討する。

⁶ 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

サ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な建物を中心に、中央監視装置等を活用すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、節電の意識向上を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

(ア) 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

(イ) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

(ウ) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

(エ) H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。

(オ) 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。

(カ) 建設廃棄物の抑制を図る。

(キ) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、建物等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。また、木材や木材製品等の利用による木材使用量を把握するとともに、それに伴う炭素貯蔵量を算定すること等により、木材利用の効果を明らかにする。

イ 雨水利用・排水再利用設備の活用、漏水検査の実施及び水量調節弁の調節等により、水の有効利用を図る。（上水使用量を2030年度までに2013年度比17%削減することを目標とする。）

ウ 脱炭素社会の実現に資する等のための「建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、公共建築物について、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に則して合法

性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

さらに、公共土木工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。

これらの取組は、「農林水産省木材利用推進計画」（平成 22 年 12 月策定、令和 4 年 4 月最終改定）に基づき、森林機構が率先して推進する。

エ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に掲げる特定調達物品の調達率 100%を目標とする。

(1) 電動車の導入

森林機構の事業用車については、代替可能な電動車⁷がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。なお、車種の検討に当たっては、現場における安全等の観点も十分に吟味する。

また、事業用車等の効率的利用等を図るとともに、事業用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

⁷ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた森林機構全体の LED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とす

る。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯すること等によりエネルギー使用量の抑制を図る。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

ア 2030年度までに森林機構で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

イ 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX製品⁸の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、森林機構の事務及び事業における率先調達に取り組む。

⁸ここでは、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガス排出削減量(自社内の排出量を削減した製品単位の排出削減量(削減実績量)や、自社の製品・サービスを通じて原材料調達から製造、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出削減された製品単位の排出削減量(削減貢献量))のより大きいもの、ライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)のより小さいものについての価値に着目し、これらを総称することとする。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

(ア) ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来所者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(イ) 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を可能な限り選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を行うとともに、両面印刷・コピー、2アップ印刷や裏紙利用等を行い、コピー用紙を2030年度までに2013年度比17%削減することを目標とする。

オ 再生紙の使用等

コピー用紙類や、トイレットペーパー等の紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。また、その他の紙類等（印刷物）については、合法木材等や再生紙を使用した紙又は森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材等、再生品等の活用

合法木材等や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

特に合法木材等については、「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、森林機構が率先して利用拡大に取り組む。

（ア）合法木材等を使用した紙製品の使用を進める。

（イ）紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

（ウ）事務机及び会議机については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。

（エ）建物内の食堂等において割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

建物内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー

一型機器への変更を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- (ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- (イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- (ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO₂換算）を超えてしまった場合には農林水産大臣に報告をする。
- (エ) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- (オ) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- (カ) 建物等において、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO₂吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 建物等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示

第 49 号) 等に則り 3 R (発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)) + Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー (循環経済) を総合的に推進する。

これらにより、廃棄物を 2030 年度までに 2013 年度比 17%削減することを目標とする。

イ 建物等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年 5 月 31 日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 7 年 1 月 28 日閣議決定)にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 事業所内支障木・剪定枝の資源利用、ゴミ分別の徹底、文具等購入時における再利用、分別しやすい製品の選定を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

水源林等において、適切な森林の整備や管理・保全等を実施し、中長期的な森林吸収量の確保を図る。

(3) 森林機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

森林機構が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、森林機構が後援等をするイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

(4) 森林機構の事務・事業における Scope 3 排出量⁹への配慮

森林機構の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

⁹直接排出量 (Scope 1)、エネルギー起源間接排出量 (Scope 2) 以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)¹⁰を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

¹⁰ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

6 実施計画の実施状況の点検

機構実施計画については、その実施状況を毎年度、環境委員会等において確認するとともに、環境報告書等を通じて公表する。